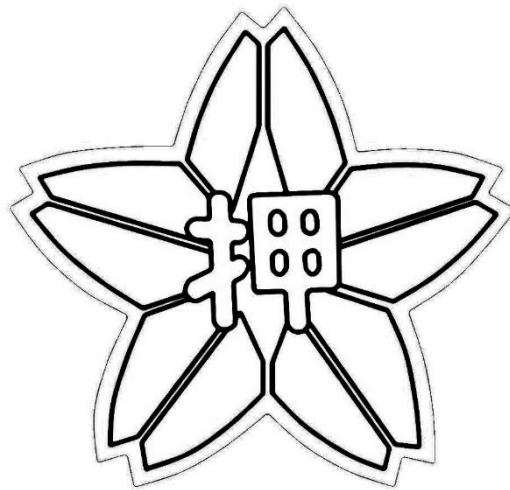


令和6年度

危機管理マニュアル



宝達志水町立押水第一小学校

memo

目 次

I マニュアルの基本事項

- ◆危機管理マニュアルの目的と位置付け
- ◆危機管理の基本方針
- ◆マニュアルの保管方法
- ◆マニュアルの見直しと改善

II 事前の危機管理

- ◆地域、学校、学区の現状
- ◆危機管理の前提となる危機事象等
- ◆平常時の危機管理体制
- ◆点検
- ◆熱中症の予防措置
- ◆食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止
- ◆犯罪被害防止に関する日常管理
- ◆校外活動における危機未然防止対策
- ◆校内行事に際しての危機未然防止対策
- ◆緊急時の非常参集体制
- ◆事故・災害発生時の対策本部体制
- ◆保護者への緊急連絡・通信手段
- ◆教職員間の緊急連絡・通信手段
- ◆関係機関の緊急連絡先一覧
- ◆児童用備蓄品
- ◆避難所としての学校施設の利用
- ◆地震・津波避難計画
- ◆安全教育

III 発生時（初動）の危機管理

- ◆不審者など犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応
- ◆学校に 犯罪 予告・不審物等があった場合の対応フロー
- ◆交通事故 発生時の対応 フロー
- ◆大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置
- ◆突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）
- ◆地震発生直後の対応フロー（授業中）
- ◆原子力災害対応フロー（UPZ内の場合）
- ◆弾道ミサイル発射に関わる対応フロー

IV 事後の危機管理

- ◆安否確認
- ◆集団下校・引渡しと待機
- ◆児童生徒等、保護者への説明
- ◆報道機関への対応
- ◆教育活動の継続
- ◆避難所運営への協力
- ◆児童生徒等の心のケア
- ◆危機発生時の健康観察様式
- ◆児童 生徒等の 身体状況等調査票様式
- ◆教職員の心のケア
- ◆調査・検証・報告・再発防止等

I マニュアルの基本事項

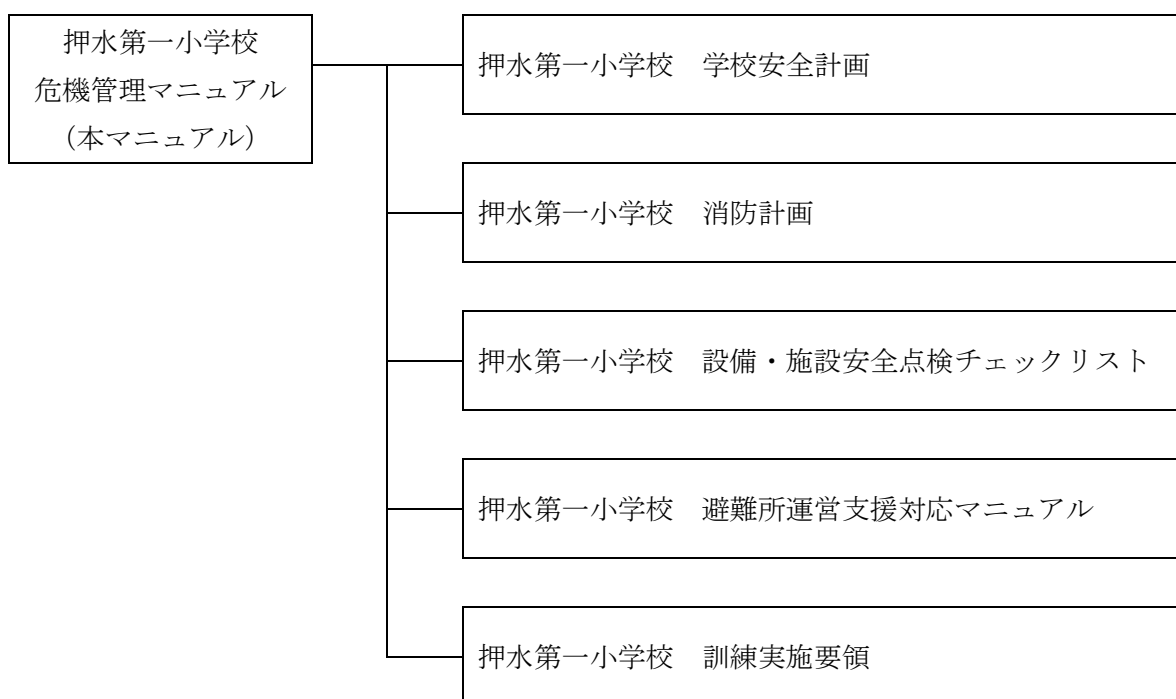
◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆ 危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

① 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ (原データ)	押水第一小学校 共有 data 当該年度フォルダ内
印刷製本版	*校長室・職員室配備：計3部

② 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、下記に示す人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を職員室内に掲示する。

* 傷病者発生時対応手順 * 火災発生時対応手順 * 緊急通報手順・通報先

③ 教職員への配布

各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、PDF形式の本マニュアルをC4THにて配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、職員室内に掲示した緊急時対応手順を常に確認しておくものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年度当初、及び人事異動があったとき・ 各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 宝達志水町の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき・ 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき・ 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

II 事前の危機管理

◆ 地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する宝達志水町は、石川県の中央、能登地方の最南部に位置し、東部は宝達山丘陵地、中央部は、子浦川、長者川、相見川、宝達川、前田川流域に広がる扇状地、西部は日本海沿いの砂丘地の地形を有している自然豊かな地域である。町の南東部に位置する宝達山は、標高637mで能登半島の最高峰である。居住地は日本海側の丘陵地および中央部の扇状地に集中しており、人口は約12,000人で、若干減少傾向にある。扇状地にはいちじく等の特産物を栽培する農地が広がり、西部の幹線道路沿いには大規模・中規模工場も見られる。

(2) 地域の災害履歴

宝達志水町内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

〈地震災害〉

年月日	被害状況等
令和6年 1月 1日 能登半島地震	住家被害：全壊 棟、半壊 棟、一部損壊 棟 押水地区を中心に断水が広がる

〈風水害・土砂災害〉

年	災害	被害状況等
平成14年	豪雨	大豪雨のため床下浸水（土嚢積み）
平成25年	豪雨	大豪雨のため床下浸水（土嚢積み）
平成26年	豪雨	大豪雨のため床下浸水（土嚢積み）
平成29年	豪雨	大豪雨のため床下浸水（土嚢積み）

〈その他の事故・災害等（校区内）〉

年	被害状況等
令和4年	クマ出没による児童引き渡し 1件 暴風雪による児童引き渡し 1件 水道管凍結・破裂による断水のための臨時休校 1日
令和5年	強盗事件発生による児童引き渡し 1件 クマ出没による児童引き渡し 5件 サル出没による児童引き渡し 1件

◆ 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

宝達志水町「わが家の防災マップ」によると、本町で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

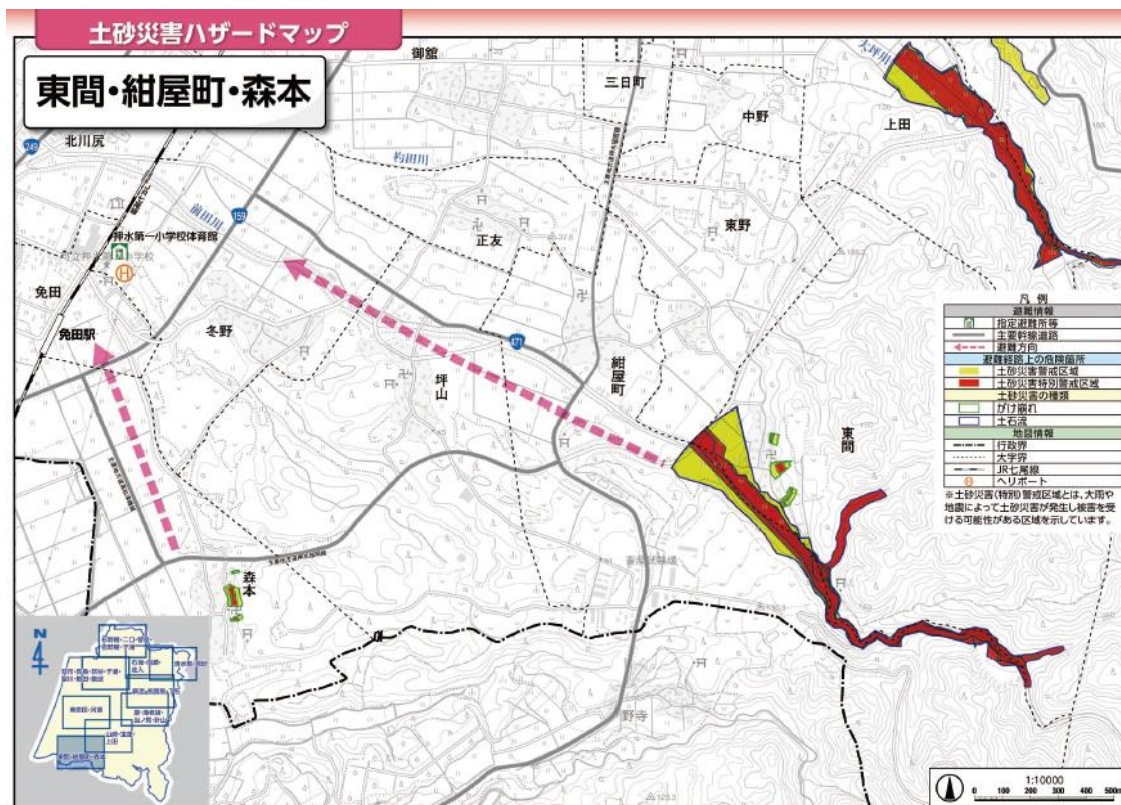
名称	地震の概要	被害想定等
邑知潟断層地震	邑知潟断層を震源とするマグニチュード7.6の地震 (今後30年間の発生確率 2%)	最大震度：震度7 本校周辺：震度7
能登半島沖を震源とする地震	能登半島沖を震源とするマグニチュード7.6の地震 (令和6年能登半島地震の再来)	最大震度：震度7 (輪島市、珠洲市) 本校周辺：震度5強

(2) 洪水等による浸水被害

宝達志水町の発行する「わが家の防災マップ」によると、過去には町内を流れる各河川で氾濫が発生したこともあった。近年は大豪雨による被害が目立つ。気象情報に留意が必要である。

(3) 土砂災害

宝達志水町の発行する「土砂災害ハザードマップ」によると、本校校区内では、東間・紺屋町・森本地区において「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所がある。



(4) その他、本校で想定される危機事象

上記①～③のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態 (例)
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、 階段・ベランダ・遊具等からの転落、 急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、 校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(5) 避難所等の指定状況

宝達志水町の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施設名	緊急避難場所							避難所
	洪水	土砂災害	内水氾濫	高潮	地震	津波	大規模火災	
押水第一小	○	○	○	○		○	○	○

出典：宝達志水町「わが家の防災マップ」（令和3年2月発行）

◆ 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、学校安全委員会（下記）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

学校安全委員会	校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭
---------	-----------------------------

◆ 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

○ 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象については以下のとおりとする。定期点検の様式については、別ファイル参照。なお、異常を発見した場合には、すみやかに管理職に報告する。

点検	点検時期・対象	責任者
定期点検	校内施設・設備 * 毎月実施 * 対象 ・ 本館 1 階および体育館 ・ 本館 2 階および新館 ・ 校舎周りおよび運動場	教頭
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備)	教頭
	災害時 (校内施設・設備)	校長
日常点検	通常の授業日 (授業で使用する施設・設備)	全教職員

○ 合同点検（町教委、地域、警察等と実施）

毎年8月に「通学路の安全マップ」を基に、町教委・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ・ 歩道や路側帯の整備状態
- ・ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ・ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ・ 沿道施設の出入口の見通し
- ・ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ・ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

○ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童、保護者、地域等より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、すみやかに管理職に報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、

校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。

- ・ 事故に遭った（見聞きした）
- ・ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ・ 潜在的なリスクに気づいた

なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は管理職に報告する。

（２）危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取る。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で関係機関等に協力を求める。

- ① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。
 - 児童の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
 - 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。
- ② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。
 - 【物理的対策】例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、植栽の剪定依頼等
 - 【人的対策】例：登下校時の見守り活動、警察の協力を得た交通安全キャンペーン等
 - 【児童等への指導・連携】例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等
- ③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、宝達志水町教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

（３）点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か。
(緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等)
- これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか。
(危険箇所が放置されていないか)

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

運動に関する指針			
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ○ 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ○ 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う ○ 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ○ 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ○ 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ○ 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 児童に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	保健主事	教務主任・養護教諭等の補佐
	関係学級担任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

※ 給食調理・運営の安全管理、事故防止および各学級における給食時間の共通指導徹底についての担当は他校所属の栄養教諭および学校栄養職員がこれを兼務する。また、必要に応じてアレルギー対応委員会にも出席する。

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> * 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 * 食物アレルギー対応委員会を設置する。 * 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 * 関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 * 緊急措置方法等について共通理解を図る。 * 学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にやり、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 * 食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 * 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 * 他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 * 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 * 食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 * 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。
------	---

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

(3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握	(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B) アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	11月～3・4月
2. 対象となる児童の保護者への管理指導表の配布	○ (A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○ (B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	11月～3・4月
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○ 校長、教頭、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○ 養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など 	1月～3月・4月
4. 保護者との面談	○ 「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月

5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者と意見交換をする。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	2月～3月

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 宝達志水町教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

(5) ランチルームにおける安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】 詳細な献立表対応	* 最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】 弁当対応	* 持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 * 特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
【レベル3】 除去食 【レベル4】 代替食対応	* 配布された献立内容を確認する。 * 対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	* 家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。
牛乳パックの洗浄	* リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
小麦粘土を使った 図工授業	* 小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 * 小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(7) 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時30分～8時10分	<ul style="list-style-type: none"> 児童は正面玄関から登校する。 施錠担当教職員が、正面玄関を7時30分に解錠し、15時45分に施錠する。 児童は遅刻した場合、職員玄関横のインタフォンで職員室に登校した旨を知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 常に正面玄関を使って校舎に出入りする。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 児童・教職員ともに正面玄関を使って出入りする。 	
下校時間 * 曜日・学年により時間帯は異なる	<ul style="list-style-type: none"> 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。 	
下校時間後	<ul style="list-style-type: none"> 職員玄関より出入りする。 	

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、正面玄関に「(来校者の方は) 職員玄関横のインタフォンから用件をお知らせください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ、C4THに来校予定者として入力しておく。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、宿泊体験学習、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

<p>校外活動全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 □ 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 □ 訪問先・宿泊先との安全確保に関する事前調整を行う。 □ 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 □ 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 □ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 □ 一人で避難できない児童への対応について検討する。
<p>宿泊を伴う活動・食に関する活動（食物アレルギー対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 □ エピペン等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 □ 工場見学や体験学習など、食に関する活動があれば、その内容を十分検討する。 □ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 □ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 □ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エピペン等持参薬の使用法の再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※ 注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童同士の弁当のおかずやおやつとの交換）、社会科見学、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベント含）、アレルギーとなる食品の清掃等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。必要に応じて追加することを検討する。

- 緊急連絡体制表
- 児童名簿（緊急連絡先を含む）
- 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）
- 緊急搬送先医療機関の情報
- 携帯用救急セット
- 携帯電話
- モバイルバッテリー
- 笛（危険を知らせるため）

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員および児童で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - 弁当のおかずやおやつを交換しないこと（食物アレルギー対応）
- 学校側では、職員室に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることが主催者側と事前に確認する。

(1) 事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- 行事の受付（来訪者の身元確認）をする。
- 特に運動会等の参加者の数が多くなる行事については、開催前後も含めて、学校周辺の不審者情報提供の協力を呼びかける。

(2) 校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付にて氏名を告げてもらい、確認後、会場へ案内する。
- 行事中、教職員は校内を適宜巡回し、不審者がいないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- 行事中の災害に備え、会場の非常口を明示する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても事前に説明し、理解を得ておく。

◆ 緊急時の非常参集体制

(1) 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

非常参集基準

□ 地震

参集体制	参集基準 宝達志水町震度	教職員の対応		
		校長 教頭	教務主任 学校安全担当	その他の教職員
第1次 参集	3	待機	待機	待機
第2次 参集	4	参集	待機	待機
第3次 参集	5強又は5弱	参集	参集	待機
第4次 参集	6弱以上	参集	参集	参集

□ 風水害

参集体制	参集基準	教職員の対応		
		校長 教頭	教務主任 学校安全担当	その他の教職員
第1次 参集	大雨警報 洪水警報	待機	待機	待機
第2次 参集	校区内に 避難情報	参集	待機	待機

※第3～4次参集は、状況に応じて校長が判断。

□ その他の事故・災害等

状況に応じて、第1～4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断。

※「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと
(必要に応じて応援を要請する場合があるため)。

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3) 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況(自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等)について、メール又は電話により、管理職(校長又は

教頭)に連絡する。(通信障害が発生しない限り、マチコミのイベント出欠機能を利用して、教頭が全職員に一斉メールを配信し、それを受けて職員は返信する)

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

◆ 事故・災害発生時の対策本部体制

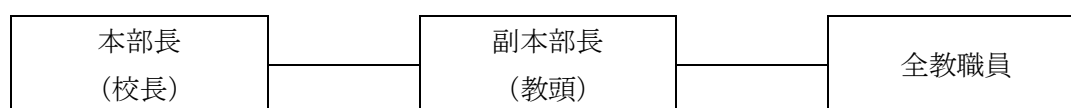
(1) 事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・学校安全担当	* 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合 * 津波注意報が発表された場合
事故・災害対策本部 ・全教職員	* 震度 6 強以上の地震が発生 * 津波警報、大津波警報が発表された場合 * 学区内で発生した災害により、大きな被害が発生した場合 (避難所が開設されるレベル) * 学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合

(2) 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



指揮命令者順位

順位	氏名
1	基村 俊成 (校長)
2	松本 幸子 (教頭)
3	仲島 健太 (教務主任)
4	茶木 聡美 (生徒指導主事・学校安全担当)

(3) 警戒本部

校長・教頭・教務主任・学校安全担当を構成員とし、設置する。なお勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

本部	役割	準備物
警戒本部 校長 教頭 教務 学校安全担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設被害状況、異常等の確認 ○ 災害情報等の収集 ○ 使用する資器材の準備 ○ 宝達志水町教育委員会への報告 	危機管理マニュアル 校舎平面図 テレビ、携帯型ラジオ 携帯電話

(4) 学校事故・災害対策本部および各担当

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により活動業務内容は異なるので、本部長は適宜、必要な担当を見極め、業務に応じた人員配置体制を取るものとする。

本部	役割	準備物
災害対策本部 校長(本部長) 教頭(副本部長) 教務 学校安全担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・災害の情報収集・取りまとめ ○ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ○ 各班との連絡調整 ○ 緊急時持ち出し品の搬出・保管 ○ 災害対策の記録・報告書の作成 ○ 町教育委員会との連絡調整 ○ 町災害対策本部との連絡調整 ○ 報道機関への対応 ○ 学校再開に向けた対応 ○ 教職員、児童への聴き取り、被害児童の保護者など個別の窓口〔学校事故発生時〕 	危機管理マニュアル 校舎平面図 テレビ、携帯型ラジオ 携帯電話 ハンドマイク、懐中電灯、 拡声器、ホイッスル、 トランシーバー、 災害対策記録用紙
担当	役割	準備物
安否確認・ 避難誘導担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び教職員の安否確認 ○ 安全な避難経路での避難誘導 ○ 負傷者の把握 ○ 下校指導及び学校待機児童の掌握・記録 ○ 行方不明の児童、教職員の把握・報告 	クラスの出席簿 行方不明者記入用紙(児童・教職員)
安全点検・ 消火担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火 ○ 避難、救助活動等の支援 ○ 施設・設備の被害の状況確認 ○ 校内建物の安全点検・管理 ○ 近隣の危険箇所の巡視 ○ 二次被害の防止 	消火器、ヘルメット、 携帯型ラジオ、 道具セット、 手袋、被害調査票等
応急復旧担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急復旧に必要な機材の調達と管理 ○ 危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ○ 避難場所の安全確認 	被害調査票等、 ヘルメット、 構内図、ロープ、標識、 バリケード等

救護担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び教職員の救出・救命 ○ 危険箇所等の確認 ○ 負傷者の搬出 ○ 負傷者の負傷程度の確認・通報 	安全靴等、防災マスク、ヘルメット、毛布、革手袋、トランシーバー、担架、AED
救急医療担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師等の確保、手当備品の確認 ○ 負傷者の保護・応急手当 ○ 関係医療機関との連携 ○ 心のケア 	応急手当の備品、健康カード、担架、水、毛布、AED
保護者連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童引渡し場所の選定・連絡 ○ 児童引渡しの実施 ○ 保護者会の開催 	引渡しカード、出席簿、
避難所協力担当	<ul style="list-style-type: none"> ※ 本校に避難所が開設された場合のみ ○ 市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 	マスターキー、テレビ、ラジオ 校内配置図、 避難者への指示文書

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部班の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

◆ 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ① 一斉メール配信（マチコミ）：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- ② 本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

- ① 電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- ② 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。
- ③ タブレット端末：児童が端末を持ち帰っている場合は、オンラインで学校と家庭、双方向のやり取りが可能となる。ただし、現状では毎日持ち帰ることは

◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信を用いる。ただし、災害状況により一斉メール配信が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を活用する。

◆ 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

(1) 宝達志水町・公的機関

機関（課室所）名	電話・FAX
宝達志水町教育委員会 学校教育課	28 - 2129
宝達志水町災害対策本部	29 - 8140
羽咋警察署	22 - 0110
北川尻交番	28 - 2237
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	22 - 0089
宝達志水消防署	29 - 3707
能登中部保健所	0767 - 53 - 2482

(2) 医療機関

病院名	電話・FAX
【学校医・内科】とどろき医院	22 - 7855
【学校医・眼科】田村眼科クリニック	22 - 0026
【学校医・耳鼻咽喉科】岩脇医院	22 - 0131
【学校医・歯科】さくらデンタルクリニック	28 - 5244
【学校薬剤師】瑠璃光薬局	29 - 4877

◆ 児童用備蓄品

校長は、災害発生時に児童が学校待機する場合等に備えて、児童用備蓄品の保管を推進するものとする。なお、学校待機が長期化するなどして事前の備蓄が不足した場合等は、町教育委員会を通じて宝達志水町災害対策本部に支援を要請する。

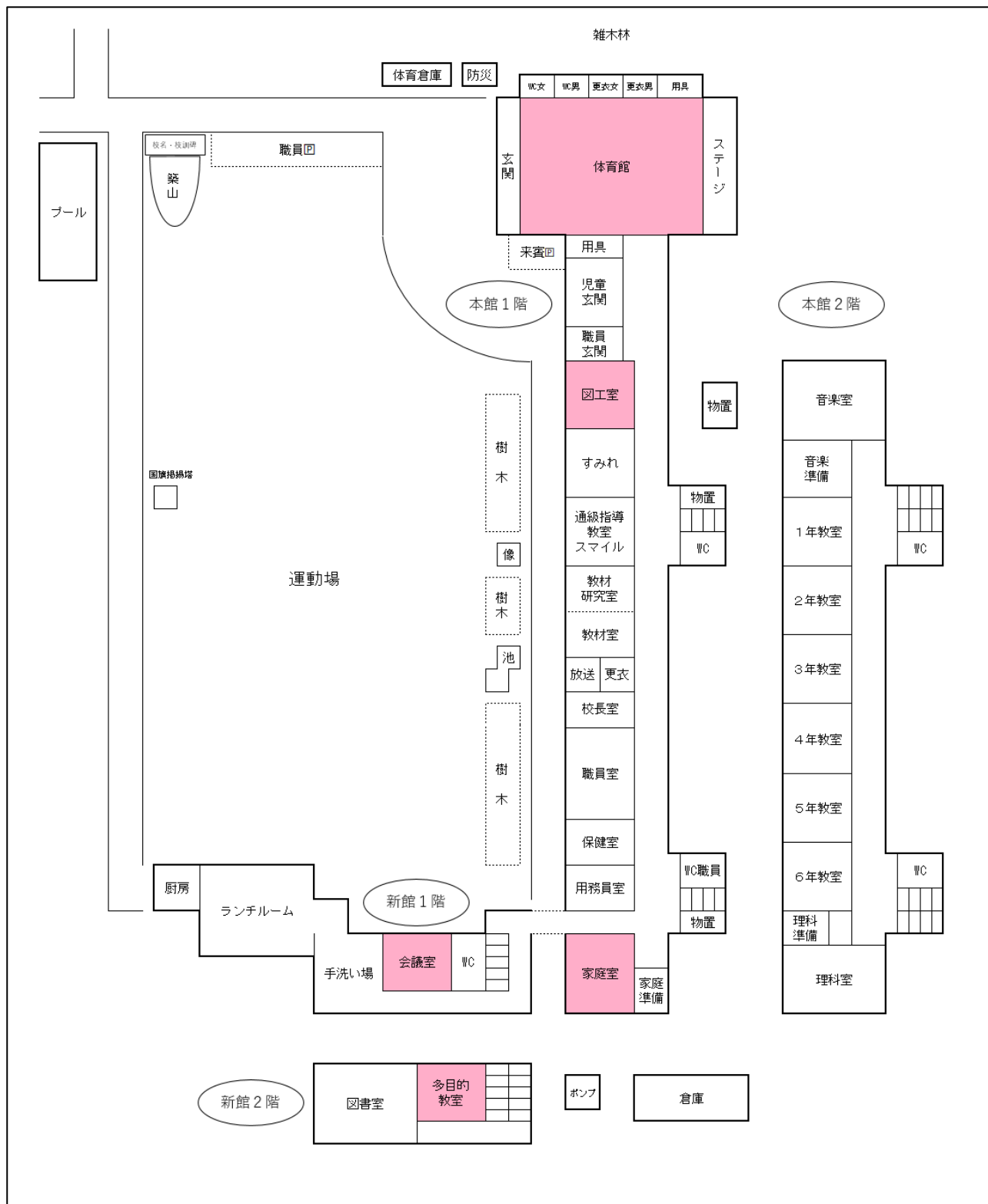
□ 児童用備蓄品

下記の食料等を各家庭で準備し学校に持参・保管することを、毎年度初めに保護者に依頼する。なお、各家庭で準備する際には、個々の児童のアレルギーなどに留意するよう促す。

- ◆ 非常食（4ヶ月以上保存でき、そのまま食べられるもの）3日分
- ◆ 飲料水（500ml ペットボトル×3本）
- ◆ その他、児童の健康状態等に応じて不可欠な物品（医薬品等）

児童が持参した食料等は、記名・密封した上で、原則として家庭科準備室に保管するものとする。ただし、医薬品など保管環境に特別な配慮を必要とする場合は、その都度、保管場所・管理方法を検討する。

◆ 避難所としての学校施設の利用



- 避難所第一次開放エリア（避難所利用開始直後に開放）
- 避難所第二次開放エリア（避難者が増えた場合に職員室以外の教室を開放）

◆地震・津波避難計画

(1) 避難場所

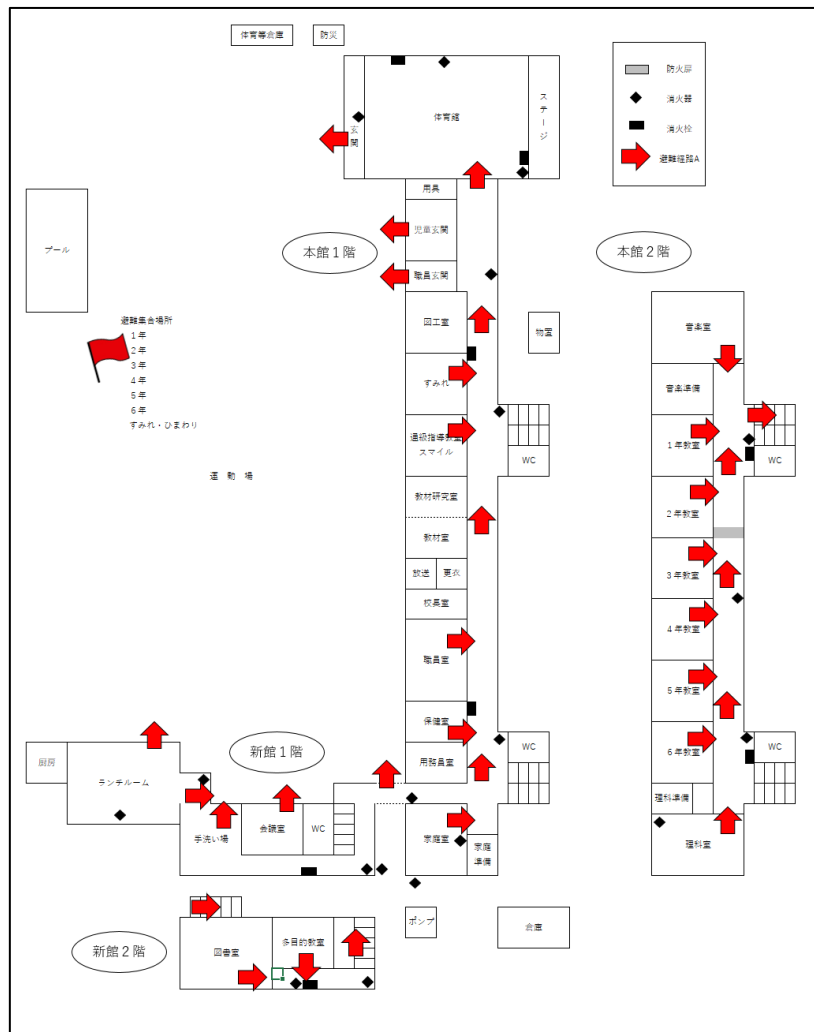
地震発生後の避難場所は下表のとおりとする。なお、津波の到達予想時刻等を鑑みて二次避難の暇がないと考えられる場合には、校長は、直ちに三次避難場所への避難を指示するものとする。

一次避難 (初期対応)	机の下、もしくは「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所
二次 避難場所	本校運動場、もしくは体育館（被害状況を見て判断）
三次 避難場所	本校体育館は津波災害の指定緊急避難場所となっている。津波警報が発表されると地域住民が多数避難してくるため、児童は本校2階の各教室にて安全確保を図る。 また本校は海拔15mの高台に位置している。情報収集につとめ15m超える津波が予想される場合は、坪山地区の放牧場への避難も検討する。

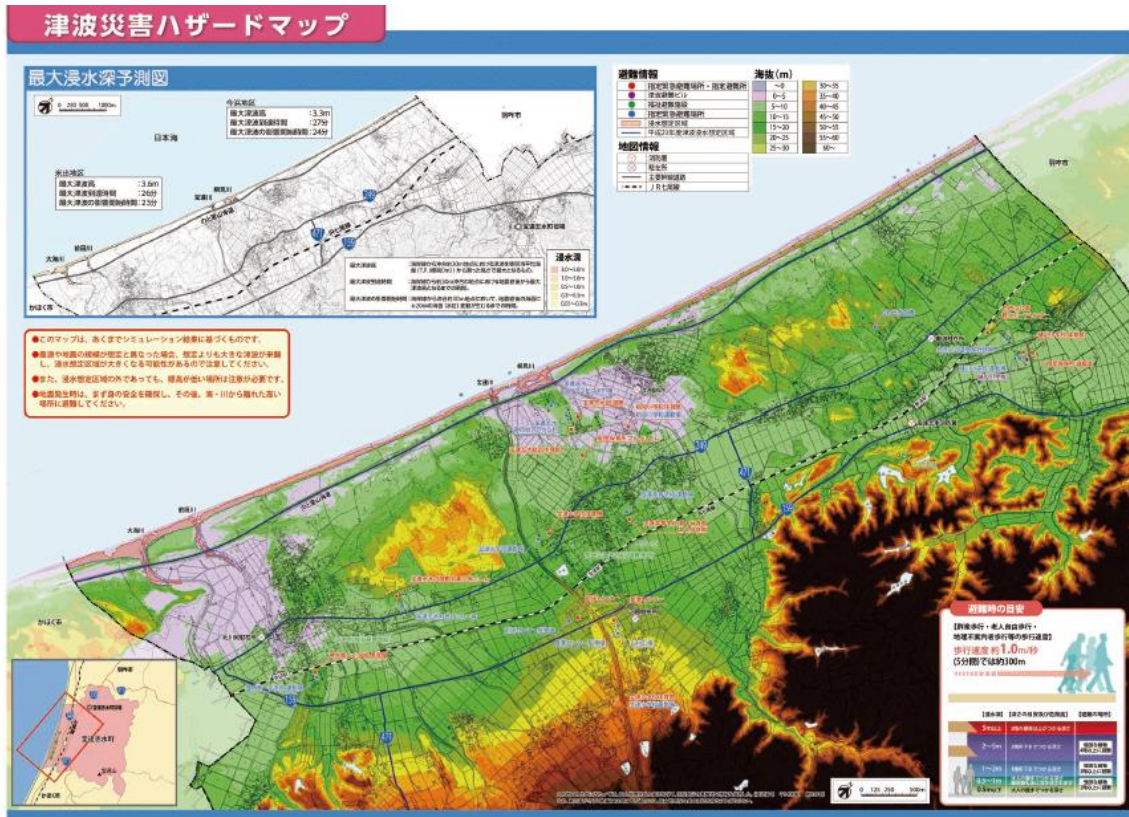
(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は下図のとおりとする。

【校内～二次避難場所（運動場）まで】



(3) 津波災害ハザードマップ



◆ 安全教育

(1) 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

(2) 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。

またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）

p. 136～145 安全に関する指導の内容例

https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

(3) 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は以下のとおり。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。<ul style="list-style-type: none">□ 交通安全教室□ 防犯教室（犯罪被害に遭わないための指導） |
| <ul style="list-style-type: none">○ 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。<ul style="list-style-type: none">□ 地域の消防団の活動を知る。□ 子ども 110 番の家・地域の見回り活動など地域ボランティア活動を知る。□ 学校支援ボランティア思いやり隊とともに一斉下校し安全な下校について学ぶ機会を設ける。 |

(4) 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、児童、保護者、学校評議員、教職員に対して、適切に評価項目を設けて評価を行う。

評価結果とともに、児童の状況等を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることとする。

III発生時(初動)の危機管理

◆ 不審者など犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態（以下のような状況が継続している場合）

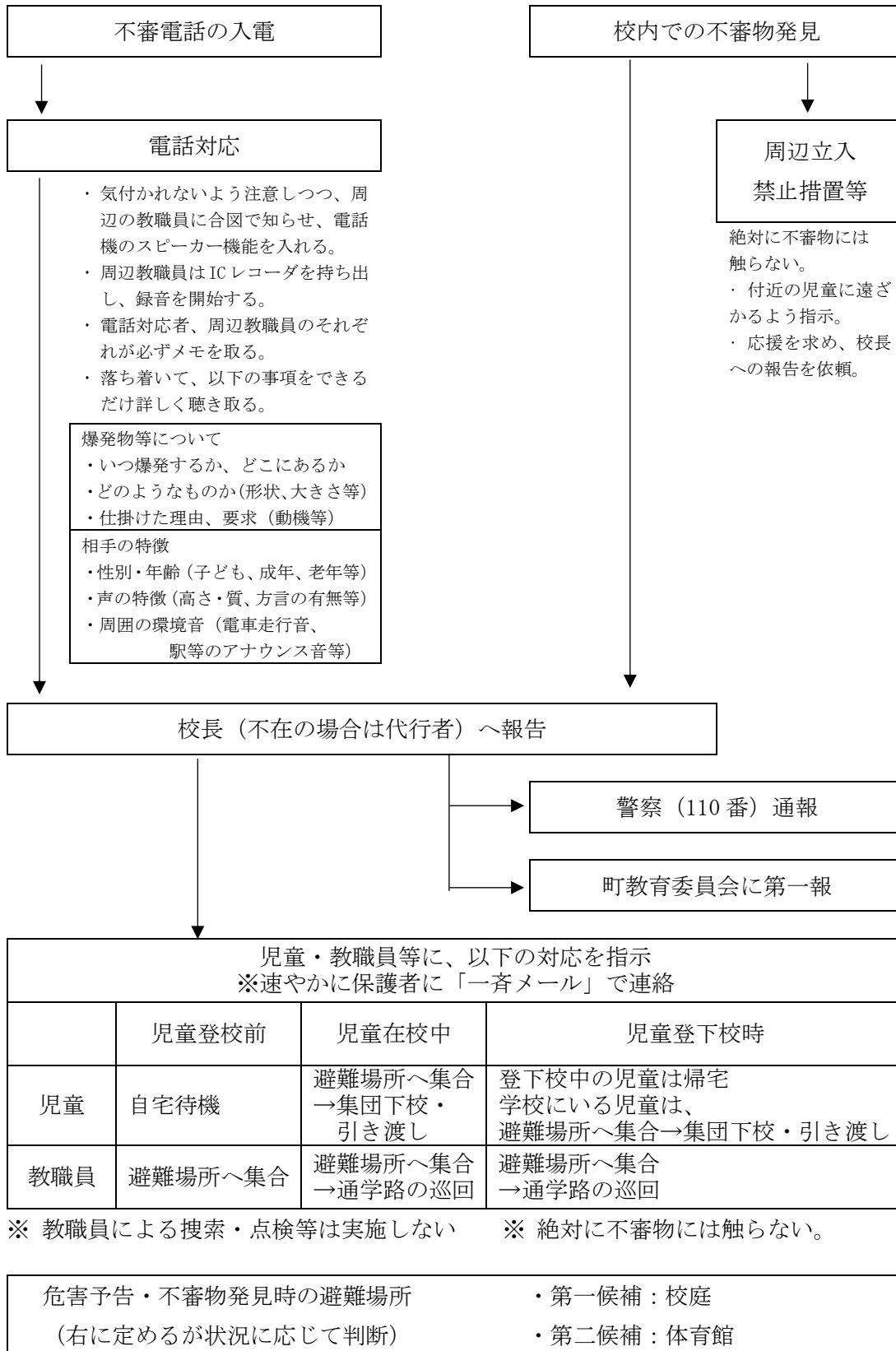
- * 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- * 登下校中の児童が不審者に襲われケガをした。
- * 不審者が登下校中の児童に声を掛け連れ去ろうとした。
- * 登下校中の児童が金品を奪われた。
- * 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- * その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

ケース	発生時間帯	児童	教職員
通学路上で児童が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「子ども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする）のうち、最も近いところへ避難。 学校に残る（または避難した）児童は学校待機→保護者引渡し。	○ 被災児童の居場所へ急行（学級担任） ○ 110番通報等（未通報の場合） ○ 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	○ 学校にて待機・対応 ○ 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	学校待機→保護者引渡し。	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引渡し。	○ 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
校区内にその他の不審者 がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校または保護者による送迎。	○ 学校にて待機・対応 ○ 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	集団下校。	
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難。学校に残る児童は集団下校または保護者による送迎。	

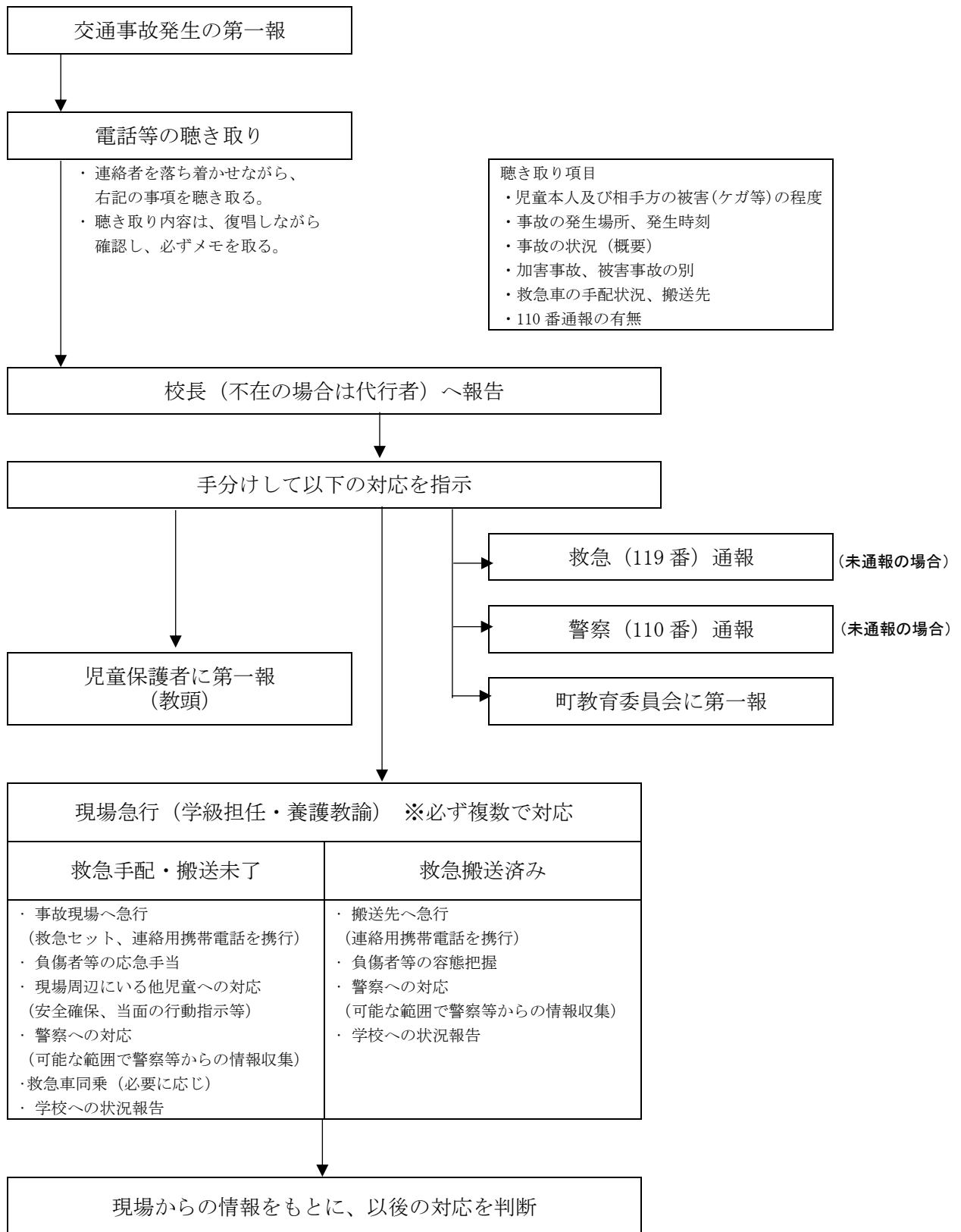
◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



【事後対応】

- ・ 安否確認 ・ 集団下校・引き渡し等 ・ 保護者、報道機関対応（必要に応じて） ・ 心のケア

◆ 交通事故発生時の対応フロー



※ 複数児童の被災など、重大・深刻な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的対応の体制を取る

【事後対応】

- ・ 児童への説明（状況に応じ集団下校等）
- ・ 保護者、報道機関対応（必要に応じて）
- ・ 心のケア

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

(1) 防災気象情報等の収集

校長は、毎日(翌日が休業日の場合を除く)17時時点において、①翌日までの「早期警戒情報(警報級の可能性)」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

- 担当教職員に対し、今後の気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。
- 宝達志水町教育委員会及び近隣学校等と連絡を取り、今後の対応を確認する。

(2) 臨時休業等の判断基準

校長は、以下の基準の目安に該当する状況となった場合、町教育委員会及び近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下すものとする。

判断基準の目安		対応	
登校前	前日午後4時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合： * 特別警報(大雨、洪水) * 警報(同上) * 予想される1時間最大雨量が30mm以上	自宅待機を呼びかけ、翌日午前6時に対応を一斉メールで知らせることを予告	
	午前6時の時点で	上記の特別警報・警報等が継続	当日は臨時休業
		上記の特別警報・警報等がすべて解除	午後から授業を実施
在校中	* 上記の特別警報・警報が発表された場合 * 「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合	授業打ち切り、 集団下校又は引渡し	

(3) 臨時休業等の連絡

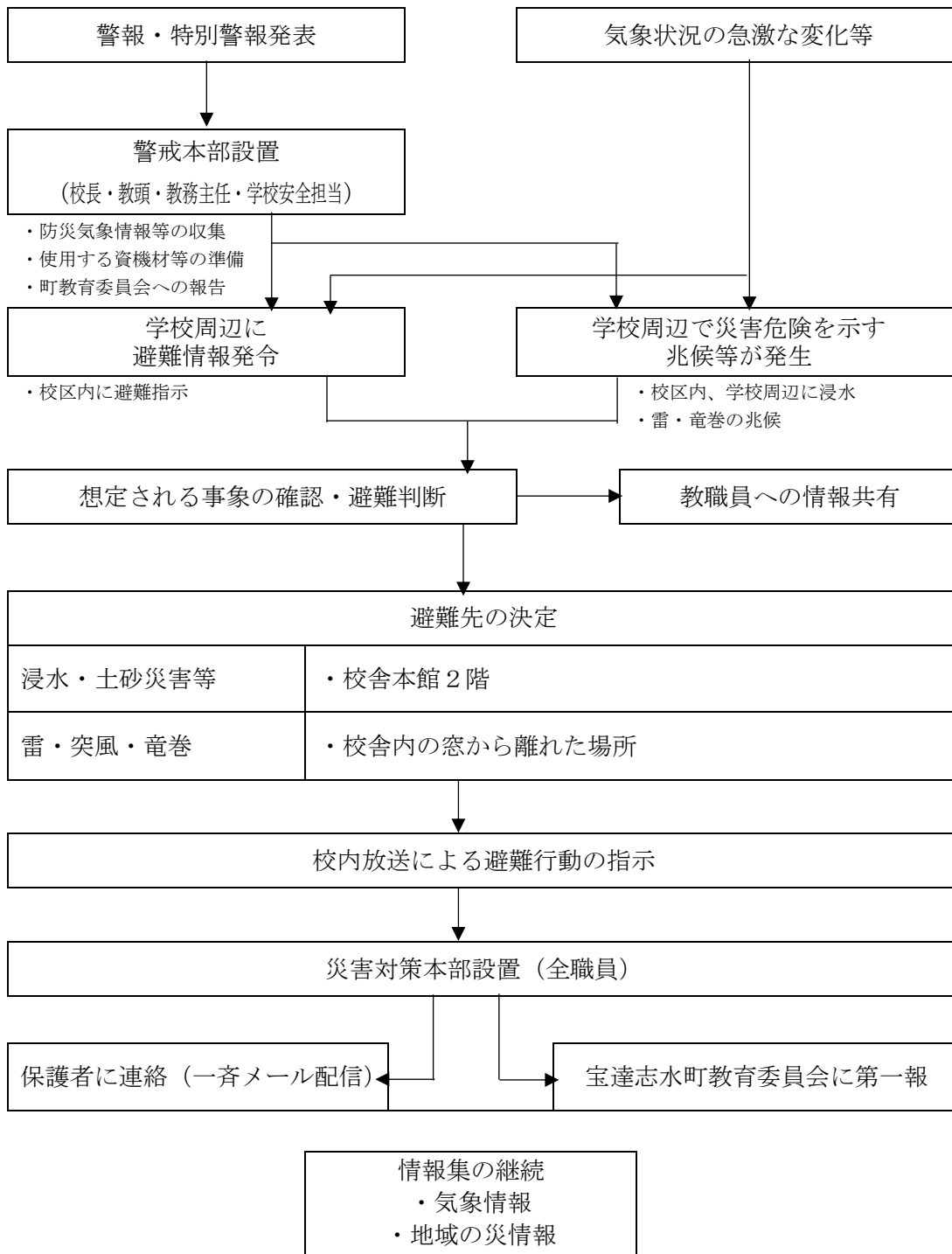
臨時休業等を判断した際には、速やかに一斉メール配信を用いて保護者等へ連絡するとともに、宝達志水町教育委員会へ報告する。

(4) 授業打ち切り後の集団下校・引渡しの基準

授業打ち切り後の集団下校・引渡し等は、以下の基準により判断する。

* 校区内で今後1時間以内に予想される最大雨量が30mm以下 * 近隣河川で氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が出ていない	集団下校・引渡し
* 校区内に避難情報(避難指示等)発表	待機

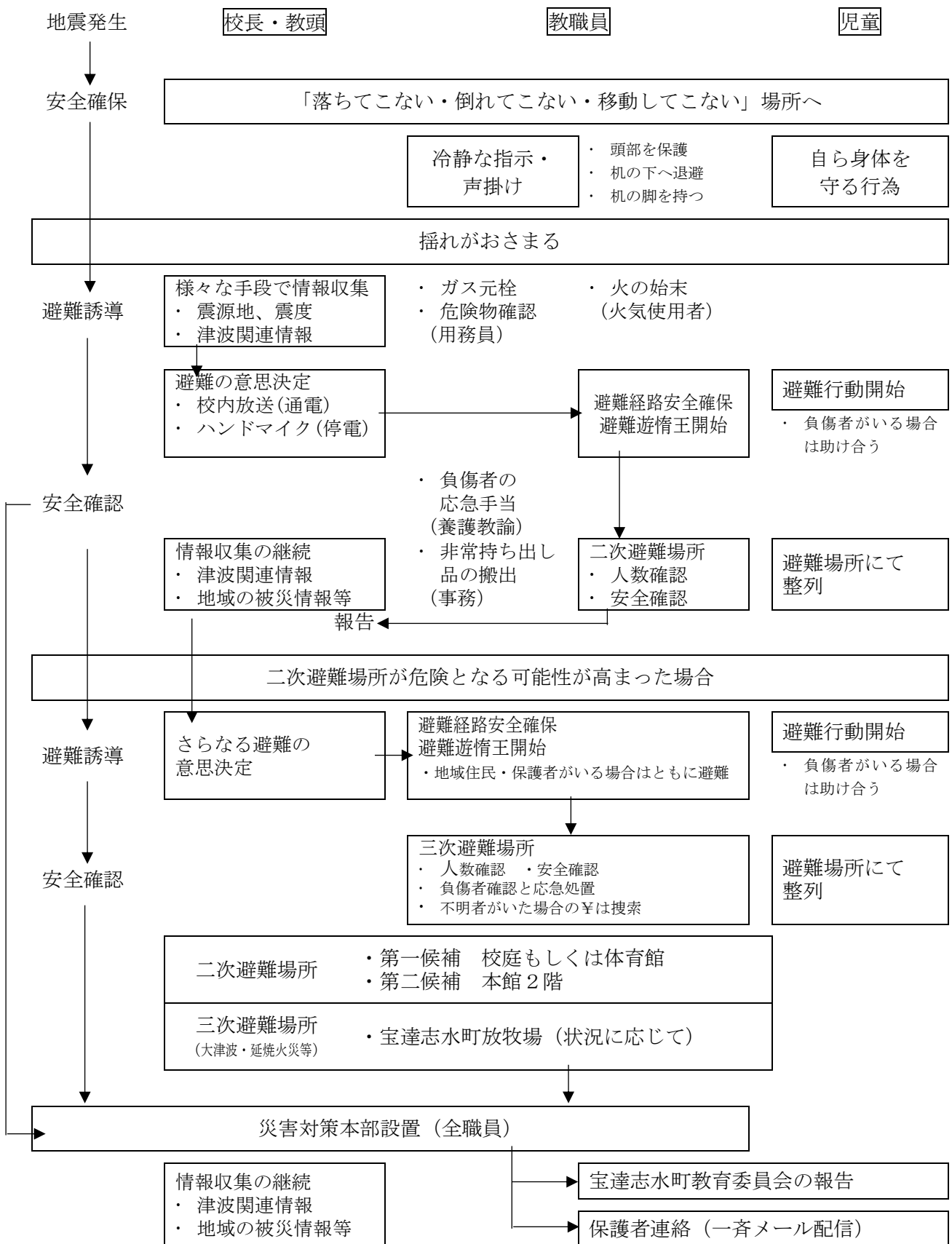
◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）



【事後対応】

- ・ 安否確認
- ・ 引き渡し・待機
- ・ 保護者・報道機関対応（必要に応じて）
- ・ 教育活動の継続
- ・ 避難所支援
- ・ 心のケア

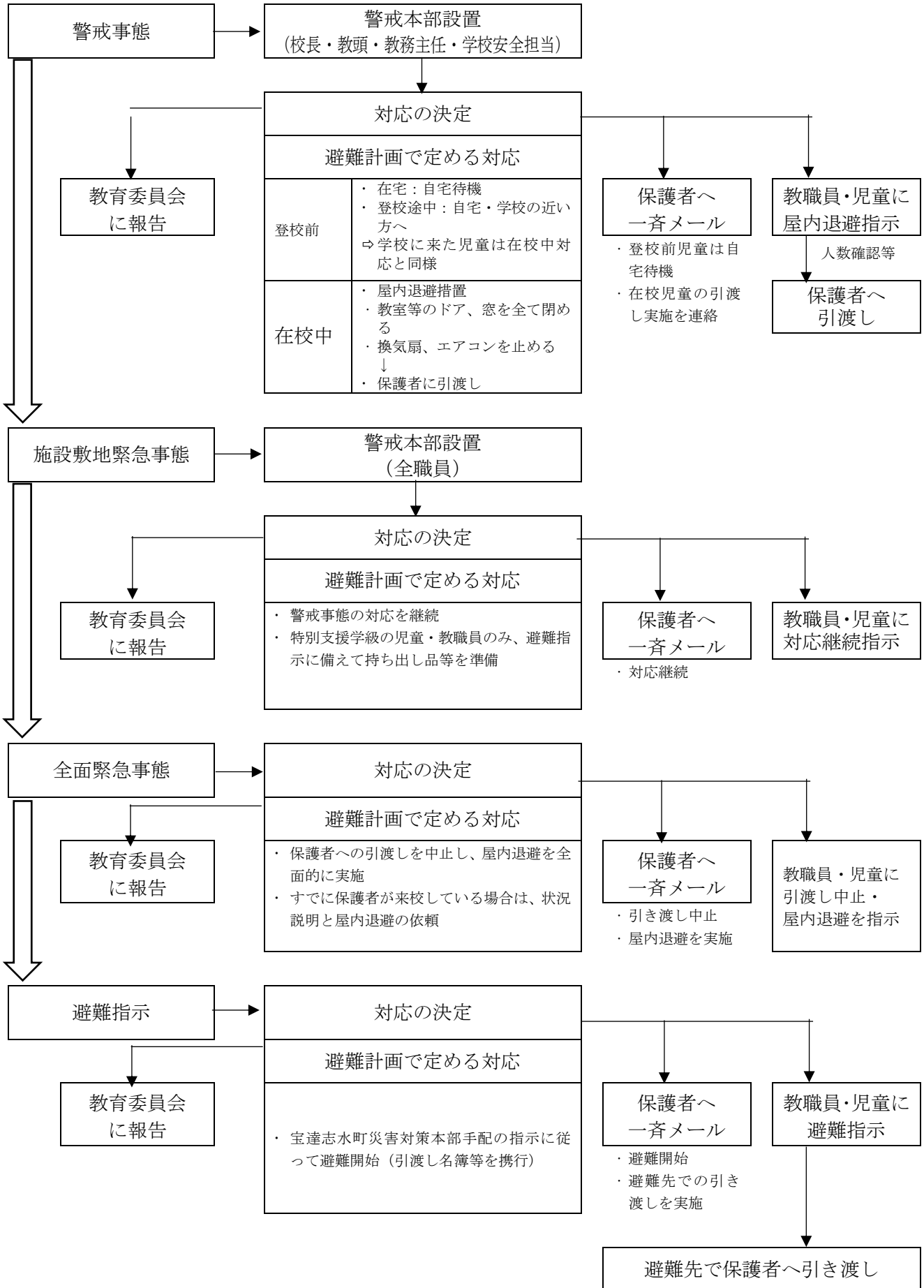
◆ 地震発生直後の対応フロー（授業中）



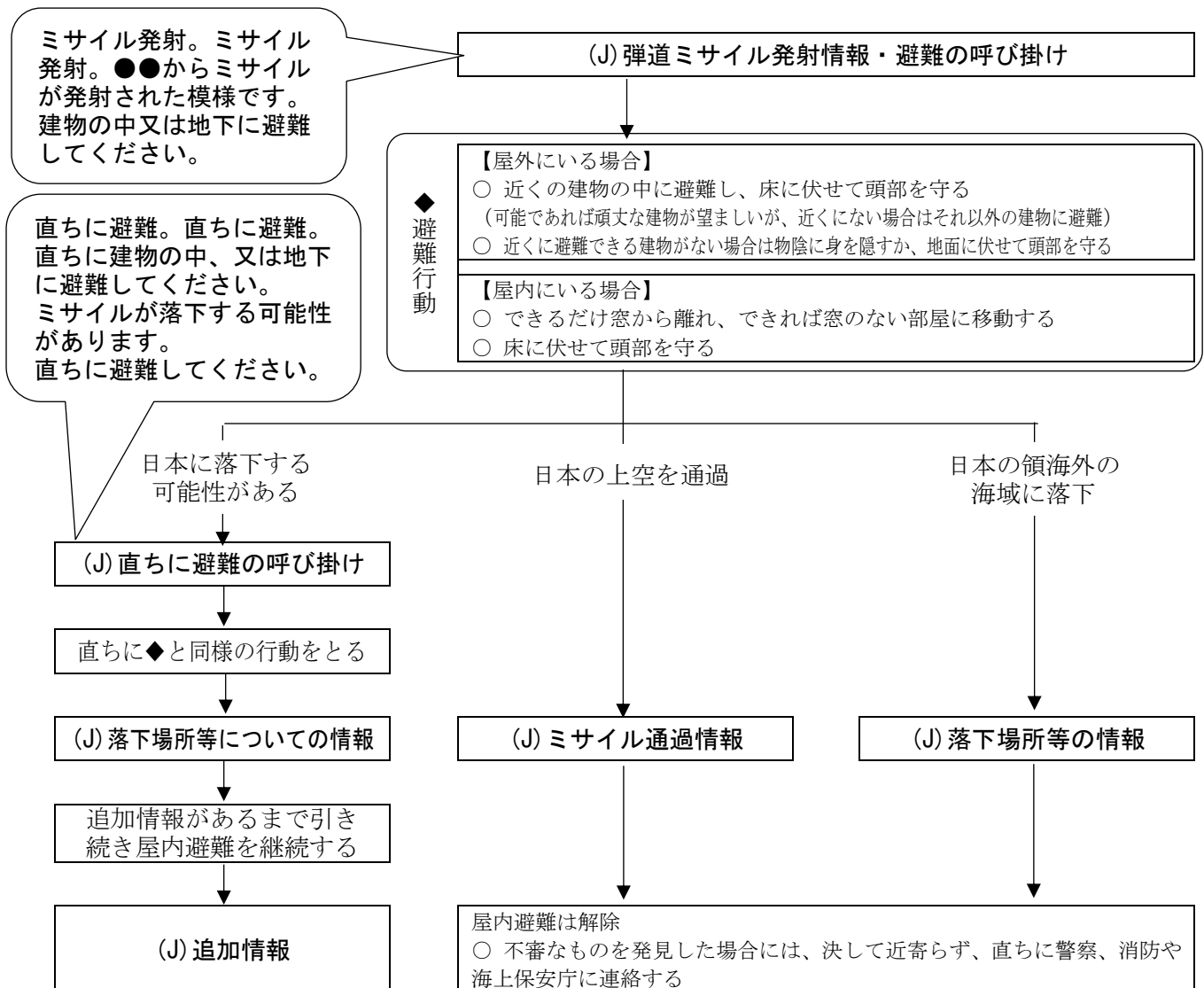
【事後対応】

- ・ 安否確認 (Check status)
- ・ 引き渡し・待機 (Handover/standby)
- ・ 保護者・報道機関対応 (必要に応じて) (Parent/media response as needed)
- ・ 教育活動の継続 (Continue education activities)
- ・ 避難所支援 (Evacuation site support)
- ・ 心のケア (Mental care)

◆ 原子力災害対応フロー



◆ 弾道ミサイル発射に関わる対応フロー



【校舎内の対応】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合は、窓からなるべく離れて床に伏せたり机の下に入ったりして頭部を守る。

【校舎外の対応】

校庭での授業中の場合は、すみやかに校舎に避難する。それが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

【登下校中の場合に備えて】

地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。近くの頑丈な建物の中に避難することが基本であるが、近くにない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るようにする。

IV 事後の危機管理

◆ 安否確認

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
在校中・ 校外学習中	○ 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	○ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ○ 津波警報、大津波警報が発令された場合 ○ 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 ○ 宝達志水町内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ○ 通学路上で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ○ 学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)	○ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ○ 学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ○ その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、校長は、直ちに代理の者を指名する。

	役割分担	方法
在校中	各授業の担当教職員（授業中） 学級担任（休み時間・学校行事中）	名簿を用いる
校外学習中	引率教職員	名簿を用いる
登下校中	学級担任（在校児童）	名簿を用いる 保護者連絡先への連絡 （必要に応じて）
	教頭	一斉メール配信
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	教頭	一斉メール配信

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

※電話・メールが利用不能な場合の代替手段

- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- 避難所への巡回
- 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・ 本校ウェブサイトへの掲載 ・ 学校入口（校門）への掲示
 - ・ 避難所への掲示 ・ 地区長などへの伝言依頼
 - ・ 宝達志水町からの広報（宝達志水町教育委員会を通じて要請）

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応をとることにより、二次災害の防止に努める。

- 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- 原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

（3）安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	* 負傷の有無
登下校中	* 負傷の有無
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	* 自宅、家族の被災状況

安否確認により得られた情報は、教頭が集約し、校長が町教委に報告する。

◆ 集団下校・引渡し

（1）集団下校・引渡しの判断

事故・災害等が在校中に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中の児童が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対応するものとする。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

- * テレビ、ラジオ
- * 防災行政無線、宝達志水町等の広報車
- * 宝達志水町ウェブサイト
- * 宝達志水町安心ホットメール
- * 気象庁ウェブサイト (<https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html>) の

- ・今後の雨（降水短時間予報） ・雨雲の動き（高解像度降水ナキャスト）
- ・キキクル（危険度分布）（土砂災害、浸水害、洪水）
- * 国土交通省川の防災情報（<https://www.river.go.jp/portal/#80>）の
 - ・川の水位情報 ・洪水キキクル（危険度分布） ・土砂キキクル（危険度分布）
- * 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部からの情報
- * 羽咋警察署・北川尻駐在所からの情報
- * 保護者からの情報
- * 教職員による通学路の巡回（安全確認）からの情報

② 集団下校・引渡しの判断

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、児童の下校・引渡し・待機について判断する。なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下すものとする。

【集団下校・引渡しの判断基準】	
下記のすべての条件を満たす場合	
* 震度5弱以上の地震	
* 津波警報、大津波警報の発表なし	
* 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし	
ただし、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできると見なせない場合は、安全が確認されるまで学校待機とする。	

(2) 集団下校・引渡しの方法

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・学校安全担当	<input type="radio"/> 集団下校・引渡し場所の決定 →学級担任に準備を指示（各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断） <input type="radio"/> 一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ・学校及び児童の現状（安否情報） ・集団下校・引渡しを実施する旨と引渡し場所 ・集団下校か引渡しかの回答依頼 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） ※ 保護者からの回答がない場合、児童は学校待機とする <input type="radio"/> 引渡し状況に関する情報の集約 <input type="radio"/> 教育委員会への報告
学級担任等	<input type="radio"/> 引渡し準備（引渡し用名簿の準備） <input type="radio"/> 児童を引渡し場所へ移動 <input type="radio"/> 到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・保護者等の確認 ・引渡しの記録 <input type="radio"/> 残っている児童の保護
その他教職員	<input type="radio"/> 災害対策本部への引渡し状況の報告 <input type="radio"/> 保護者の誘導、説明等、引渡し補佐（必要に応じて）

(3) 引渡しの際の保護者車両の駐車場所



◆ 児童生徒等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が発生した場合、宝達志水町教育委員会と協議した上で、必要に応じて在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

(1) 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

◆ 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、宝達志水町教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、宝達志水町教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。
 - ・ 可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
 - ・ 事前に被災児童等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
 - ・ 宝達志水町教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項〉

- * 校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- * 児童、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- * 報道資料の提供（記者会見）の予定 など
- 取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
 - ・ 確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - ・ 把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝え

る。

- ・ 決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - ・ 説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- 記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、宝達志水町教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。

◆ 教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

校長は、事故・災害等発生後、必要に応じて、宝達志水町教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、適切な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 *児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 *危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 *学校給食施設・備品の点検と必要な措置 *ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 *〇〇市教育委員会に対し、以下を要請・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。 *学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 *スクールバスの運行可能性（〇〇市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

(3) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記(2)の調査結果を基に、〇〇市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

① 教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

② 教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③ 避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- * 動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- * 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④ 教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、宝達志水町教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記(1)②に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

(4) 被災児童への支援

① 教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに宝達志水町教育委員会へ報告する。（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

② 就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、宝達志水町教育委員会に報告する。

③ 避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆ 避難所運営への協力

(1) 避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

(2) 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、宝達志水町の指示に従うものとする。なお、上記の避難所開設・運営マニュアルに定める本校の主な役割は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置○ 事前に定めた避難所としての学校施設の利用スペースの確認、その他スペースの立入禁止措置○ 宝達志水町災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援○ 避難所運営組織との協議 |
|--|

校長は、宝達志水町災害対策本部より本校に避難所を開設する旨の連絡を受けた場合、上記の対応を行う。

◆ 児童生徒等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子供のそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
- 【不安に対して】 子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
- 【体の反応に対して】 体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。
- 【叱らないこと】 不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態

の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	<ul style="list-style-type: none"> *校長 *教頭 *教務主任 *生徒指導主任 *保健主事 *養護教諭 *当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 *スクールカウンセラー *学校医
協議・ 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> *当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 *対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否など） *ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） *保護者等からの相談窓口設置の要否 *教職員間の役割分担（ケア・指導の担当者等） *専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 *教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4) 関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

◆ 危機発生時の健康観察様式

事故・災害等発生時の健康観察様式

年 組 氏名 (記入日： 記入者：)

	調査項目 当てはまる場合、日常欄・ 危機発生時欄に○印を記入	要 配 慮 者	日 常	危機発生後			
				月日			
児童の訴え	食欲がない						
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする	て					
	体の痛み（頭が痛い、おなかが痛いなど）						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観察される状態	落ち着きがない	自					
	ぼんやりすることが多い	て他					
	イライラしている	自て他					
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである	自					
	余り話さなくなった						
	物音に過敏になる						
	人が違ったように見えることがある	知自て他					
	こだわりが強くなる	自					
	発作の回数が増える	て					
	パニックの回数が増える	自					
	体重減少あるいは急激な体重増加						
その他	薬の服用ができていない	知自て他					
	いつもの様子と違う（記述）						

- ① 「日常」欄には、日頃の様子を思い出して当てはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、当てはまる項目に○印を記入。
- ② 要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する（障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため）。知：知的障害 自：自閉症 て：てんかん 他：その他の疾患・障害
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。
- ④ 「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）を基に一部改変して作成

◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式

事故・災害等発生後の身体状況等調査票

保護者またはご家族が記入し、 月 日までに学級担任に提出してください。

記入日 令和 年 月 日

学年		組	児童氏名			
記入者(○印)		父・母・祖父・祖母・その他(続柄を具体的に：)				
児童の様子 (a~fは、それぞれ1~4を選んで○印)		1 ない	2 あまり ない	3 少し ある	4 とても ある	3、4に○印を付けた場合、 具体的な様子を記入
a	食欲がない。	1	2	3	4	
b	眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。	1	2	3	4	
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
d	学校に行きたがらない。 外出したくない。	1	2	3	4	
e	よく泣く。 小さな音にも敏感に反応する。	1	2	3	4	
f	頭痛や腹痛(おう吐・下痢)を ひんぱんに訴える。	1	2	3	4	
g	その他(災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど)					
ご家庭の状況(家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で)						
その他気になること(地域の状況、他の児童のことなど)						

◆ 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 宝達志水町教育委員会への報告と支援要請

校長は、事故・災害等が発生した場合、速やかに宝達志水町教育委員会へ報告する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【宝達志水町教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- * 被災児童等の保護者への対応
- * 基本調査の実施
- * 被災児童等以外の保護者への説明・情報提供
- * 報道機関への対応
- * その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

(2) 基本調査の実施等

校長は、事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

① 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
教頭	* 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り
教務主任	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭	* 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは宝達志水町教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

② 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- * 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- * 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- * 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- * （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

③ 教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。
- 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として①に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、宝達志水町教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に外部講師など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

④ 事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査

の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙等を配布して記載してもらう方法を取る。

⑤ 情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、③及び④で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について時系列に取りまとめる。

整理した情報は、宝達志水町教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、一定期間、保存する。

⑥ 詳細調査への協力

宝達志水町教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

① 危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> * 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

② 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災児童保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取
- * 関係機関等への説明・意見聴取